

## 当事務所の相続税報酬の考え方

### 遺産総額 × 0.5% ～

当事務所の報酬規程による遺産総額とは、被相続人の死亡時における財産の相続税評価額の合計額となります。したがって、下記のことを差し引く前の金額をさします。

- ・債務や葬式費用を控除する前の金額
- ・生命保険金や退職金などのみなし相続財産の非課税限度額控除前の金額
- ・配偶者の税額軽減や小規模宅地の特例の適用前の金額

また、下記の場合、報酬に加算費用が生じます。

- ・非上場会社の評価がある場合
- ・3筆以上の土地の評価がある場合
- ・土地や権利関係の評価が複雑な場合
- ・延納や物納をする場合
- ・相続税申告書控が2部以上、必要な場合など

なお、この金額には、次の費用は含まれておりません。

- ・被相続人の準確定申告
- ・相続税の税務調査立合費用
- ・相続税の修正申告や更正の請求が必要な場合の費用
- ・遺産分割協議書の作成代金
- ・各種証明書の取得費用（戸籍謄本、印鑑証明書・住民票・不動産関連登記簿など）  
委任状が必要になります。実費立替となります。
- ・相続登記や名義書換の費用
- ・土地における不動産鑑定が必要な場合の費用
- ・土地の現地調査が必要な場合の交通費（実費）

※当事務所では、依頼時から相続税の申告期限迄の日数により、報酬割合を以下のように取り扱っております。

- |                          |      |
|--------------------------|------|
| ・相続税の申告期限まで6ヵ月以上の場合      | 0.5% |
| ・相続税の申告期限まで6ヵ月未満3ヵ月以上の場合 | 0.8% |
| ・相続税の申告期限まで3ヵ月未満の場合      | 1%   |